第5章 東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向

第1節 インドネシア共和国(Republic of Indonesia)

労働施策

2013年のジャカルタ特別州の最低賃金は月額220万ルピアと前年比44%の高い伸び率をしめしたが、2014年から適用される最低賃金は前年比11%増の月額約244万ルピアと昨年ほどの高い伸び率にはなっていない。

(参考) 1ルピア =0.00934円 (2013年期中平均)

2009年の実質 GDP 成長率は世界金融危機の影響等から減速したが、その影響は他国と比べ限定的であった。その後、回復基調に転じ2010年以降は、6%前後にまで成長率が回復しており、2012年は6.2%であった。2013年の成長率はやや減速している。

表 5-1-1 実質 GDP 成長率

(%)

左	2008	2009	2010	2011	2012			2013			
+	2006	2009	2010	2011	2012	2012		Q1	Q2	Q3	Q4
実質 GDP 成長率	6.0	4.6	6.2	6.5	6.2	5.8	6.0	5.8	5.6	5.7	

注:各四半期の値は対前年同期比

(1) 雇用・失業情勢

労働力人口は継続的に増加しつつあるが、そのペース を上回って就業者が増えており、失業者数は減少し、失 業率も低下しつつある。世界金融危機を経ても、失業率の低下傾向は変わらず、2012年8月には6.14%まで減少したが、2013年8月は前年より若干増加して6.25%であった。

表 5-1-2 雇用・失業等の動向

					(万人、%)
年	2009年8月	2010年8月	2011年8月	2012年8月	2013年8月
労働力人口	11,383	11,653	11,737	11,805	11,819
労働力率	67.23	67.20	68.34	67.88	66.90
就業者数	10,487	10,821	10,967	11,081	11,080
失業者数	896	832	770	724	739
失業率	7.87	7.14	6.56	6.14	6.25

資料出所:インドネシア中央統計庁(Statistics Indonesia)

(注) 各年8月の数値

(2) 雇用・失業対策の概要

2009年10月、ユドヨノ大統領第2期目がスタートし、 翌2月に公表された中期国家開発計画(2010年~2014年)には、完全失業率を2014年末までに5~6%とする 目標を掲げ、官僚統治改革、労働需要にマッチした教育 改革、インフラ建設、電力供給能力の拡大等のエネルギー 確保等の国家優先事項を定めている。この計画に基づき、 内外からの投資促進による雇用の拡大や、公共職業サー ビスの改善等の雇用・失業対策に取り組んでいる。

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(インドネシア)]

(3) 若年者雇用対策

25歳未満の若年失業者は全体の失業者の60.4%を占めている(2013年8月)。

表 5-1-3 年齡階級別失業者数(2013年8月)

(人、%)

				()(()()
年齢階級	失業者数			失業者数に
十四四四双		男性	女性	占める割合
15-19	2,301,580	1,338,255	963,325	31.1
20-24	2,159,336	1,303,704	855,632	29.2
25-29	1,109,739	721,920	387,819	15.0
30-34	635,807	404,225	231,582	8.6
35-39	342,235	208,979	133,256	4.6
40-44	303,393	182,842	120,551	4.1
45-49	215,613	133,292	82,321	2.9
50-54	193,558	110,661	82,897	2.6
55-59	82,315	53,368	28,947	1.1
60 歳以上	45,161	31,586	13,575	0.6
計	7,388,737	4,488,832	2,899,905	100.0

注:失業者数には就業をあきらめた者も含む。

資料出所:インドネシア中央統計庁(Statistics Indonesia)

"Labor force situation in Indonesia"

主な若年者の雇用・能力開発対策は次のとおりである。

イ 概要

第一に、政府は、若年労働力の供給過剰、失業及び不完全雇用といった問題を克服するために、雇用創出政策に力を入れている。雇用創出政策は、労働集約型又は自営業型のプログラム、中小企業、共同事業といった形で推進されている。

第二に、若年者の職業適性を改善するため、労働の質及び生産性を向上させる政策が実施されている。

第三に、使用者と若年者のバランスの取れた安定的な 雇用関係を構築するため、若年者の労働条件及び社会保 障制度を改善する労働保護政策が実施されている。

ロ インドネシア若年雇用ネットワーク

あらゆる若年者政策及びプログラムを調整・調和させるため、政府は、国際機関等との連携の下、「インドネシア若年雇用ネットワーク(YEN¹⁾)²⁾」を立ち上げている。

これは、政府、使用者団体、労働者団体、若年組織及びその他の市民グループ間の協力を樹立し、若年失業を 緩和するための各種の努力と資源を蓄積することをねらいとしている。主要な内容は次のとおりである。

- ① 国の若年雇用行動計画を策定すること
- ② 地域レベルを含め、各種施策の準備及び実施を支援すること
- ③ 民間企業とネットワーク参加者との間の連携を促進すること
- ④ 経済問題省との協力を通じて実施状況を監視、評価 し、その結果を政府に還元すること

ハ職業訓練

若年者が労働市場において即戦力として能力を発揮することができるようにするため、様々な職業訓練が実施されている。

- (イ) 全国153か所に設置されている職業訓練センターに おいて、機械、自動車、溶接、電気、商業といった 様々な分野の訓練が実施されている。
- (D) ビジネス手法の訓練、融資、助成金、営業場所の獲得を容易にする支援を通じて、自営業(起業)の促進を図る。

二 雇用機会の拡大

地方に住む若年失業者や若年不完全就労者等を対象に、雇用創出プログラムが実施されている。多くは、地域開発プログラムと結びついた労働集約型のプログラムを通して実施されている。

プログラムの実施方法としては、若年者を教導し、管理し、自営することができるようにするためのボランティアとして若年者が活用される場合もある。

ホ 公共職業サービスの整備

労働市場が抱える主な問題の1つは、仕事に関する情報が不足しているためにミスマッチを引き起こしていることにある。そこで、仕事と求職者とをマッチさせる自

(労動布策)

^{■ 1)} Youth Employment Network の略。

^{■2)} 若年雇用ネットワーク(YEN)は、国連、世界銀行、ILO の連携によって生まれ、事務局は ILO 事務局に置かれている。 YEN は、若者雇用の課題にグローバル・国・地方レベルで取り組むことを目的としており、若者雇用に関する国家行動計画の策定を推進している。現在、参加国(Lead Countries)はインドネシアを含め約 20 カ国となっている。

動化システムである「インドネシアジョブネット」の確立を優先事項として推進している。

へ 学校における職業ガイダンスの強化

労働移住省と国民教育省は、中学校に職業ガイダンスの教師とカウンセラーを配置することを支援している。 労働市場に新規に参入する者や学生に対し、労働市場の 基本原則に関する知見を与え、教育課程から社会への移 行を容易にすることを目的としている。

(4) 職業能力開発対策

イ 概要

教育水準は低い状況にあり、2013年8月時点で、就業者の46.9%を小学校の卒業者・中途退学者・未就学者、18.5%を中学校卒業者が占めており、企業や公的機関における職業能力開発の重要性が高い。高等学校(一般及び職業専門高等学校)卒業者は、25.1%、大学卒業者(短期専門課程卒業者、学士、修士及び博士課程)は9.5%である。若年層においては、職業専門高等学校を含む高等学校への進学者が過半数を超えている。

表 5-1-4 インドネシアの学歴別就業者数

						(万人)
学歴	2011年2月	2011年8月	2012年2月	2012年8月	2013年2月	2013年8月
小学校中退・未就学	2,337	2,255	2,289	5,388	F 400	5,202
小学校	3,175	3,163	3,262	5,300	5,462	5,202
中学校	2,122	2,069	2,029	2,022	2,029	2,046
高等学校	2,608	2.597	1,720	1,725	1,777	1,784
職業専門高等学校	2,000	2,397	943	950	1,018	999
短期大学	998	883	312	298	322	292
大学	990	000	725	698	794	757
計	11,128	10,967	11,280	11,081	11,402	11,080

資料出所:インドネシア中央統計庁(Statistics Indonesia)
"Trends of Selected Socio-Economic Indicators of Indonesia"

こうしたことを背景に、技術職、専門職、管理職労働 者等が不足しているとされている。また、近年では産業 界の技術進歩が急速であるために、学歴を有する者で あっても企業側が求める人材能力レベルに適合していな いことも問題となっている。

アジア経済危機以降、労働市場を取り巻く環境が悪化し、中央政府は2003年より、国家主導の職業訓練システムを通じて、労働力の質を向上させることに力を入れている。

また、労働移住省によって発表された2008年の職業能力開発を促進する国家政策では、「インドネシア人材の競争力増強のための訓練及び生産性の再活性化」として、訓練及び生産性について下記6つの戦略を採択した。

- ① 規則の強化
- ② 下部構造(インフラ)の強化
- ③ 人的資源を含む資源の品質開発
- ④ 制度、手段の強化
- ⑤ 予算、金融の強化

⑥ 関連機関の実践の活性化

ロ 職業能力開発施設等

労働移住省管轄、州管轄、市県管轄の職業訓練センター がそれぞれあり、民間職業訓練所もある。

人材育成に関する政府の計画を達成するためには、職業訓練指導員が大幅に不足している状況であり、職業訓練指導員基礎研修による増員、職業訓練指導員の能力向上研修を行っている。また、建設、電子、電気、農業、情報技術、機械、自動車、縫製等の各種職業訓練や起業育成研修、生産性向上研修等が行われている。

国家資格認定庁が実施する認定試験を受け、職業能力 基準を満たした場合には、認定証が交付される。また、 同庁に認定された民間資格認定機関が当該認定試験を実 施できる他、基準の開発や見直しにも関与している。

ハ 実習制度

職業訓練の体系には、企業内での実習制度が含まれる のが特徴であるが、実習生と通常の労働者との区別があ

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向 (インドネシア)]

いまい、技能を身につけるという本来の目的を達成できないなどの問題に対処するため、2009年に国内における実習の運営に関する労働移住大臣通達及びその指針が出された。

この制度では、企業側で実習に参加する者を選抜でき、 政府又は民間の職業訓練機関に訓練の一部を実施させる ことができる。また、実習中は、賃金ではなく、手当及 び必要に応じて交通費を支払うこととされており、原則 として最大1年間の契約が可能となっている。会社が定 めた職業能力基準を満たすことが認められた実習参加生 に対しては実習修了証が与えられ、修了証が与えられた 実習生は、資格認証機関が実施する職業能力認定を受け ることができる。実習修了証を受けとった実習参加生は、 実習を行った会社で労働者として就労することや、同業 種の会社で就労することができ、自営業者になることも できる。このように、技能者の育成と雇用の促進が期待 できる制度となっている。

なお、実習制度は、100人以上の労働者を雇用する企業は、毎年全労働者の5%以上の労働者に対して、全費用を負担した上で企業内または職業訓練機関で実施することが義務づけられている。

(5) 失業保険制度

失業保険制度は整備されていない。なお、退職金制度については、労働法で、退職手当等が勤続年数及び退職事由に応じて定められており、勤続期間が8年の場合は、賃金の9か月分の退職手当、賃金の3か月分の功労金、退職手当及び功労金の15%の損失補償金等を退職事由に応じて支払うこととされている。

(6) 外国人労働者対策

インドネシア人労働者の雇用機会を確保するため、外国人労働者は、労働法により特に制限されている。例えば、外国人労働者雇用計画書の承認と労働許可の取得、人事関連の役職への就任の禁止、代替要員であるインドネシア人労働者への技術又は専門能力の移転の義務(取締役及び監査役を除く)、外国人労働者利用補償金基金(DKPTKA)として外国人労働者1人につき月100ドルを政府に支払う義務がある。

(7) 国外労働者対策

国外で働くインドネシア人(出稼ぎ労働者)は、国内 への送金による外貨獲得、技術の国内移転及び失業率の 低下という面から、国にとってはきわめて重要である。

2006年、法律(2004年第39号)及び大統領令(2006年第81号)を根拠に大統領直轄の機関として海外労働者派遣・保護庁が設立され、インドネシア人の国外労働の普及促進、人材派遣、保護、監視を行うことを任務としている。

また、15の州レベルの地方事務所と6の出張所があり、 インドネシア人海外労働者の登録、送り出し、保護、促 進に関する業務に係る権限が与えられている。

2010年の統計によると、国外で働くインドネシア人は、サウジアラビアが最も多く、マレーシア、台湾、シンガポール、UAE が続いている。なお、近年、サウジアラビアやマレーシアでインドネシア人の家政婦が虐待を受ける事件が相次いだことを受け、一部の派遣を中止し、両国間で最低賃金、休暇の付与等に関する交渉が行われるとともに、派遣前の教育の実施、シェルターの整備などの対策が講じられている。

日本との関係では、日・インドネシア経済連携協定 (2008年7月発効)に基づき、日本の病院・介護福祉施設がインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を受け入れている。2008年から2013年までに、累計で1048人が日本に入国した。

3 労働条件制度

(1) 賃金及び労働時間の動向

イ 賃金

2013年8月の雇用労働者賃金上昇率は対前年同月比17.1%上昇した。一方、2013年の消費者物価上昇率は8.4%となった。

表 5-1-5 賃金上昇率の推移

(%) 2007 2009 2013 2008 2010 2011 2012 雇用労働者 8.1 7.5 14.2 17.1 6.7 8.4 6.6 賃金上昇率 (名目) 消費者物価上昇率 6.6 11.1 2.8 7.0 3.8 8.4 4.3

資料出所:インドネシア中央統計庁 "Indikator Sosial-Ekonomi" 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月例海外経済データ」 注:賃金上昇率(名目)は各年8月における対前年同月の伸びであり、 インドネシア中央統計庁の数値から算出したもの。

である。

口 労働時間

2013年8月の週当たり労働時間35時間未満の労働者数は3,681万人で、全就業者に占める割合は、33.2%

表 5-1-6 労働時間別労働者数

(万人)

週当たりの労働時間		2011年2月	2011年8月	2012年2月	2012年8月	2013年2月	2013年8月
	1 ~ 34 時間	3,419	3,459	3,555	3,430	3,571	3,681
	1~7時間	137	144	155	146	161	208
	8~14時間	479	520	531	516	543	653
	15 ~ 24 時間	1,263	1,289	1,267	1,279	1,302	1,470
	25 ~ 34 時間	1,540	1,506	1,602	1,489	1,565	1,350
	35 時間以上	7,709	7,508	7,725	7,651	7,831	7,399
	計	11,128	10,967	11,280	11,081	11,402	11,080

資料出所:インドネシア中央統計庁(Statistics Indonesia)

ハ 労働災害

2012年における労働災害事故による給付件数は 103,074件で、うち死亡者数は2,419人であった。

表 5-1-7 労働災害の推移

(件、人)

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
給付件数	95,624	83,714	94,736	96,314	98,711	99,491	103,074
うち死亡者数	1,784	1,883	2,136	2,144	2,191	2,218	2,419

資料出所: 国営社会保障会社(JAMSOSTEK)

(2) 最低賃金制度

最低賃金制度の概要については、特集第3章を参照。 州別最低賃金(Upah Minimum Provinsi: UMP) は近年、非常に高い伸び率を示しており、2013年のジャ カルタ特別州の最低賃金は月額220万ルピアと前年から 44%増加した。2014年は前年比で11%増の月額約244 万ルピアとなった。

なお、この最低賃金は、就業開始後1年未満の従業員 に適用され、1年以上の場合はこの額を上回る賃金を払 う必要がある。

韓

玉

ф

国

	丞 D-1-0		リエス	ואור)	
					(ルピア)
番号	地域	2011	2012	2013	2014
1	アチェ州	1,350,000	1,400,000	1,550,000	1,750,000
2	北スマトラ州	1,035,500	1,200,000	1,375,000	1,505,850
3	西スマトラ州	1,055,000	1,150,000	1,350,000	1,490,000
4	リアウ州	1,120,000	1,238,000	1,400,000	1,700,000
5	リアウ群島州	975,000	1,015,000	1,365,087	1,665,000
6	ジャンビ州	1,028,000	1,142,500	1,300,000	1,502,300
7	南スマトラ州	1,048,440	1,195,220	1,350,000	1,825,600
8	バンガ・ブリトゥン群島州	1,024,000	1,110,000	1,265,000	1,640,000
9	ベングル州	815,000	930,000	1,200,000	1,350,000
10	ランプン州	855,000	975,000	1,150,000	1,399,037
11	ジャカルタ首都特別州	1,290,000	1,529,150	2,200,000	2,441,000
12	西ジャワ州	732,000	780,000	850,000	1,000,000
13	バンテン州	1,000,000	1,042,000	1,170,000	1,325,000
14	中ジャワ州	675,000	765,000	830,000	910,000
15	ジョグジャカルタ特別州	808,000	892,660	947,114	988,500
16	東ジャワ州	705,000	745,000	866,250	1,000,000
17	バリ州	890,000	967,500	1,181,000	1,542,600
18	西ヌサトゥンガラ州	950,000	1,000,000	1,100,000	1,210,000
19	東ヌサトゥンガラ州	850,000	925,000	1,010,000	1,150,000
20	西カリマンタン州	802,500	900,000	1,060,000	1,380,000
21	中カリマンタン州	1,134,580	1,327,459	1,553,127	1,723,970
22	南カリマンタン州	1,126,000	1,225,000	1,337,500	1,620,000
23	東カリマンタン州	1,084,000	1,177,000	1,752,073	1,886,315
24	北スラウェシ州	1,050,000	1,250,000	1,550,000	1,900,000
25	ゴロンタロ州	762,500	837,500	1,175,000	1,325,000
26	中スラウェシ州	827,500	885,000	995,000	1,250,000
27	南スラウェシ州	1,100,000	1,200,000	1,440,000	1,800,000
28	西スラウェシ州	1,006,000	1,127,000	1,165,000	1,400,000
29	東南スラウェシ州	930,000	1,032,300	1,125,207	1,400,000
30	マルク州	900,000	975,000	1,275,000	1,415,000
31	北マルク州	889,350	960,498	1,200,622	1,440,076
32	パプア州	1,403,000	1,585,000	1,710,000	1,900,000
33	西パプア州	1,410,000	1,450,000	1,720,000	1,870,000
	平均	988,829	1,088,903	1,228,424	_

注:UMP(州別最低賃金)を定めていない州については、州内で最も低いUMK(県市別最低賃金)を記載している。

(3) 労働時間制度

法定労働時間は、①週6日勤務の場合は1日7時間、週40時間、②週5日勤務の場合は1日8時間、週40時間とされている(労働法第77条第2項)。

所定時間外労働をさせる場合は1日当たり3時間、週当たり14時間の上限が定められている(同法第78条第1項)。所定時間外労働に対しては時間外手当の支払いが義務付けられている。

時間外手当の計算は、月給が基準となる。時間給として月給の173分の1で計算され、時間外労働が就労日になされる場合、最初の1時間は、時間給の1.5倍、それ以降は2倍が支払われる。週の休業日あるいは法定休日の時間外手当は、最初の7時間までは時間給の2倍、そ

(%) 2012 2014 番号 地域 2013 アチェ州 12.9 1 3.7 10.7 北スマトラ州 2 15.9 14.6 9.5 3 17.4 10.4 西スマトラ州 9.0 4 10.5 13.1 21.4 リアウ州 リアウ群島州 34.5 22.0 5 4 1 6 ジャンビ州 11.1 13.8 15.6 7 南スマトラ州 14.0 12.9 35.2 8 14.0 29.6 バンガ・ブリトゥン群島州 8.4 9 14.1 29.0 12.5 ベングル州 21.7 10 ランプン州 14.0 17.9 ジャカルタ首都特別州 11 18.5 43.9 11.0 17.6 12 西ジャワ州 6.6 9.0 12.3 13.2 13 バンテン州 4.2 14 中ジャワ州 13.3 8.5 9.6 15 ジョグジャカルタ特別州 10.5 6.1 4.4 16 東ジャワ州 5.7 16.3 15.4 17 バリ州 8.7 22.1 30.6 18 西ヌサトゥンガラ州 5.3 10.0 10.0 19 東ヌサトゥンガラ州 9.2 13.9 8.8 20 17.8 30.2 西カリマンタン州 12.1 21 17.0 17.0 11.0 中カリマンタン州 22 南カリマンタン州 8.8 9.2 21.1 23 東カリマンタン州 8.6 48.9 7.7 24 北スラウェシ州 19.0 24.0 22.6 25 ゴロンタロ州 9.8 40.3 12.8 26 中スラウェシ州 6.9 12.4 25.6 27 南スラウェシ州 20.0 25.0 9.1 28 西スラウェシ州 12.0 3.4 20.2 29 東南スラウェシ州 11.0 9.0 24.4 30 マルク州 8.3 30.8 11.0 31 北マルク州 25.0 19.9 8.0 パプア州 32 7.9 11.1 13.0 西パプア州 18.6 8.7 33 2.8 平均 10.1 12.8

れ以降は時間外労働の長さに応じてそれぞれ加算される。

(4) 解雇規制

労働者と合意に至らない解雇については、当事者から訴えがあった場合には、県又は市の労働局による斡旋、同労働局に登録された者による調停、労働移住大臣により選任された者による仲裁、各州都にある県・市の地方裁判所内に設置された労働裁判所及び最高裁判所内に設置される労働裁判所において判断される。また合意された解雇の場合でも、経営者は退職金と勤続功労金、損失補償を支払わなければならない。退職金の最低金額は、勤続1年未満は賃金の1か月分、勤続1年以上2年未満は

[2013年の海外情勢]

同2か月分、勤続期間2年以上3年未満は同3か月分、と 勤続期間に応じて定められ、勤続8年以上は9か月分と なる。

(5) 出産・育児休暇制度

雇用主は産科医または助産師の診断に基づき、産前1.5 か月、産後1.5か月の妊娠出産休暇を与える義務がある。

4 労使関係施策 ……

特集 第3章インドネシアを参照

5 労働安全衛生施策及び労働災害保険制度

(1) 労働安全衛生施策の概要

インドネシアにおける職場の安全衛生は、労働安全に関する1970年法第1号として規定されている。そして

1996年労働大臣規則5号に基づき、労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS) という枠組みで取り組んでいる。

しかしながら、インドネシアの職場における安全衛生は必ずしも高い水準とは言いがたい。 また、法制度の実効性の低さも指摘されている。職場の安全衛生に関する法律(1970年第1号法)の安全に対する規制は緩く、経営者への罰則も、100万ルピア若しくは1か月の禁固刑程度となっていることが注意喚起する地盤をできにくくしているとも言える。

(2) 労災補償保険制度の概要

労働者社会保障制度(JAMSOSTEK)の労災補償保 険として運営されている(第5章第1節 インドネシア社 会保障施策 2(1)参照)。

名	· 称	労働者社会保障制度(JAMSOSTEK)の労災補償保険						
根	拠法	労働者の社会保障に関する法律(1992年第3号)						
運	営主体	PT. JAMSOSTEK (労働者社会保障株式会社)						
被保険者資格		従業員 10 人以上又は 1 か月の賃金総額が 100 万ルピア以上の事業所の従業員は強制加入(それ以外の事業所の従業員や自営 業者は任意加入)						
	療養給付	治療費のほかに入院費用、眼科治療、義足費用も含まれる。1 件の事故につき最大で 12 か月間の入院費用が支払われる。また 最大で 150 万ルピアの移送費が給付される。						
給付	一時的な労働不能給付	労働者が治療のために就労できない期間のうち、最初の 4 か月間は月給の 100% 、次の 4 か月間は 75% 、その後は 50% が給付される。						
の種	永久的な労働不能給付	 賃金の 80 か月分の 70%が一時金として支払われ、さらに最初の 24 か月間は毎月 20 万ルピアの定額給付がある。 						
類	遺族給付	労働者が死亡した場合に遺族に対して、賃金の 80 か月分の 60%が一時金として支払われ、さらに最初の 24 か月間は毎月 20 万ルピアの定額給付がある。						
	その他	死亡給付として 1000 万ルピアと葬祭費として 200 万ルピアが支払われる。						
財 保険料 業種によって、賃金(固定給)の0.24%、0.54%、0.89%、1.27%、1.74%の保険料を事業主		業種によって、賃金(固定給)の 0.24%、0.54%、0.89%、1.27%、1.74%の保険料を事業主が全額負担する。						
原 国庫負担 なし								
	受給者数	103,074 件(うち死亡者数:2,419 人) (2012 年)						
実結	支給総額	5068.1 億ルピア (2012 年)						
順	基金運用状況	_						

6 労働施策をめぐる最近の動向・・・・・・・・

インドネシア政府は2011年5月27日、2010から2025年までの経済成長促進・拡充マスタープラン(The Masterplan for Acceleration and Expansion of Indonesia Economic Development: MP3EI)を発表した。

2025年に自立し、先進し、公正で繁栄したインドネシアを創造することをビジョンに、経済回廊を通じた経

済力の発展、国内の連結性の強化、国の人材能力と科学 技術の強化の3つの戦略で、高所得国になることを長期 開発目標としている。